

補助事業評価シート

番号	6	章	施策2 きめこまやかな総合的福祉の推進
----	---	---	---------------------

補助事業名	福祉サービス第三者評価受審費用等助成	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	15 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱				
19年度決算額 補助率	6,007,120 円 10/10 限度額あり	補助対象団体(者)	介護保険被保険者の利用がある区内所在の高齢者(障害者)サービス提供事業所		
補助することで達成しようとしている区の目的	福祉サービス第三者評価を受けることにより、事業者が行うサービスの質を向上させるとともに利用者が事業者を選択する際の資料の一つとします。				
団体(者)に対する直接の助成目的	福祉サービス第三者評価の受審を促進します。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・福祉サービス第三者評価受審費用助成申請書 ・契約予定金額に関する内訳書又は評価機関の見積書の写し ・区民の利用者数等の推移がわかる資料	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・福祉サービス第三者評価受審実績報告書 ・契約書の写し ・領収書の写し ・費用の内訳がわかる資料(領収書に記載のない場合)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 助成申請について「助成要綱」及び「受審費用助成の手引き」に基づき、評価結果の公表に同意しているか、契約先が適切であるか(認証機関)等の要件に適しているか、契約予定金額がサービス評価受審費用であるかどうか、積算根拠を確認すること等の書類審査を実施します。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 実績報告について、必須の調査を行い、その結果が評価結果に盛り込まれているかどうか、実際の支払額の精算が適正かどうか、事業評価、評価結果に基づく改善課題策定と取り組みの報告がなされているかどうかを確認します。		
今後の課題	補助金がなくても、各サービス提供事業者が福祉サービス第三者評価を受審し、質の向上を図るよう制度の普及啓発を推進し、事業者の質の向上、透明性の確保等を図り、利用者が安心して事業者を選択できる情報の一つとして標準化する仕組みづくりが必要です。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由</p> <p>この補助金の総合評価はBです。 理由は、19年度は予定していた17事業所(8サービス)が福祉サービス第三者評価を受審したからです。</p> <p>区と補助対象者との役割分担</p> <p>この補助金において区は福祉サービス第三者評価にかかる事業者の受審費用の一部を担い、補助事業者は、質の向上を図るとともに当該事業所の透明性の確保や周知等を担います。</p> <p>目標の設定</p> <p>福祉サービス第三者評価を受審することにより、業務の検証・改善が図られひいては補助事業者の質が向上すること、さらには利用者が事業者を選択する際の資料の一つとなることから、目標の設定は適切です。</p> <p>代替手段・効率性</p> <p>この補助金は東京都の福祉保健基盤等市区町村包括補助事業の制度を活用し実施しているため、効率的に行われています。</p> <p>目標の達成状況</p> <p>この補助金を交付したことにより、補助事業者は自らの事業所の課題等を把握でき、サービスの質の向上が図られ、利用者が事業者を選択する際の資料の一つとして活用されることができました。</p>				
今後の改革方針	福祉サービス第三者評価制度の普及啓発、受審の勧奨を促進する制度の定着を図ります。				